

二本松自治会 支給規則

第1条 本規則は、会則第5条の業務を達成するための給付について、表1の通り定める。

表1：支給規則

| 項番 | 科目 | 支給基準 | |
|----|-----|---|--|
| 1 | 筆耕料 | 新規作成 | 新規原稿作成の場合、1枚につき1,000円を支給する。 |
| | | 流用 | 流用して原稿を作成した場合、無給とする。 |
| | | 担当業務資料 | 各役員が、通常業務のために作成する資料作成は、無給とする。 |
| 2 | 行動費 | 役員活動費 | 役職別に1か月当たり次の活動費を支給する。 会長1200円、副会長・会計・顧問1,000円、 企画（含む補佐）800円、書記・広報500円を支給する。 尚、役員活動費には、電話代等の通信費を含む。 |
| | | 交通費 | 役員会で承認された場合または正副会長の指示で行動した場合に、交通費（鉄道運賃、バス代）実費を支給する。 但し、上石原2・3丁目及び多摩川1・2丁目地区への行動は、無給とする。 |
| | | 行動費 | 二本松自治会の活動で行動した場合に、次の行動費を支給する。 ①行動時間が3時間未満の場合、1,000円を支給する。 ②行動時間が3時間以上5時間未満の場合、2,000円を支給する。 ③行動時間が5時間以上の場合、3,000円を支給する。 ④請求書・領収書には、出発から帰着までの時間を記載するものとする。 |
| | | 講習会会費 | 正副会長または役員会で報告・要請され承認された講習会・研修会に参加した場合には、その会費を支払う。 |
| | | 運搬作業 | 二本松自治会の活動で自動車を使用し運搬作業をした場合に、1日に付き2,000円を支給する。 尚、各種申請作業等運搬作業がないものについては、鉄道運賃・バス代相当を支給する。 |
| | | 共済費 | 弔慰金 |
| 3 | 共済費 | 罹災金 | 罹災の程度に応じ1万円を限度として、役員会で決定し支給する |
| | | 傷病等見舞金 | 会員本人が、傷病等で入院した時は、5,000円の見舞金を1回限りとして支給する。 |
| | | 敬老金 | 満70歳以上の方が居る1会員世帯を対象として、毎年3,000円を支給する。尚、当該年末までに70歳となる予定者を含む。 |
| | | 共済費の給付を受けようとする者が、給付事由が発生した時から原則6か月以内に給付の申請をしない時は、その給付を受ける権利を放棄したものとみなす。 | |

第2条 支給は、原則として当該事由を記した請求書兼領収書により行う。
但し、弔慰金については、請求書兼領収書は不要とする。

第3条 役員活動費は、年度開始時点で一括して支給する。
会計年度途中で着任した者に対しては、当該月を含む月数割で支給する。

付則

- (1) この規則は、平成9年5月11日から施行する
- (2) 平成16年5月16日一部改定
- (3) 平成22年11月13日一部改定し施行する。
尚、会計管理費に限り、平成22年4月1日より施行し、通信費・広報活動費については、平成23年4月1日より施行する
- (4) 携帯電話は、平成25年4月30日に解約する。
正副会長、企画に対する「通信料の支給」は、平成25年5月分からとする
- (5) 傷病等見舞金の年齢制限撤廃は、平成25年4月21日より施行する
- (6) 役員活動費は、平成27年4月25日より施行する。共同募金廃止は、平成26年度から実施済

以上